

## 2-1 人材育成コース内訳

① 訓練計画受付番号	② 生産性要件に係る支給申請であるか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ					
③ 企業規模	<input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業			(派遣元事業主) <input type="checkbox"/> 中小企業 <input type="checkbox"/> 大企業		
④ 同年度中における人材育成コースの支給申請の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
⑤ 訓練種別	<input type="checkbox"/> 一般職業訓練 ( <input type="checkbox"/> 育児休業中訓練) <input type="checkbox"/> 中長期的キャリア形成訓練) <input type="checkbox"/> 有期実習型訓練					

## ⑥ 訓練対象者人数

対象労働者

(内訳)

人	男			女		
	15~34歳	35~44歳	45歳以上	15~34歳	35~44歳	45歳以上
人	人	人	人	人	人	人

## ⑦ 訓練受講者の訓練修了後の雇用状況等

i 訓練途中終了者	人
① 訓練受講者の都合による離職	人
② 訓練受講者の都合による訓練中止	人
③ 事業主都合による訓練中止	人
ii 訓練修了者	人
① 訓練終了後、自社の正規労働者となった者	人
② 訓練終了後、他社の正規労働者となった者	人
③ 訓練終了後、自社の有期契約労働者等となった者	人
③のうち訓練修了後、基本給を2%以上昇給させた者	人
③のうち週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用させた者	人
④ 訓練終了後、他社の有期契約労働者等となった者	人
⑤ 離職	人
iii 自社の正規労働者としていない又は待遇改善していない理由 (iiで③、④となった者について、本項目も記入してください)	
① 評価基準に達しなかった	人
② 本人辞退等訓練受講者の都合（訓練受講前から事情変更があったもの）	人
③ 現時点では自社の正規労働者としていないが、今後所定の時期に自社の正規労働者とすることが確定している	人
④ 現時点では待遇改善していないが、今後所定の時期に基本給を2%以上昇給させることが確定している	人
⑤ 現時点では待遇改善していないが、今後所定の時期に週所定労働時間を25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用させることが確定している	人
⑥ その他 ( )	人

支給申請内訳	⑧ 助成対象職業訓練の区分	⑨ OFF-JTの賃金助成 (別添様式2-2(A) または(D)欄) (別添様式2-2(B), (C) または(D)欄)		⑩ OFF-JTの実施助成 (別添様式2-2(C) または(D)欄)		⑪ OFF-JTの経費助成 (別添様式2-3a(a)欄) (別添様式2-3b(B)欄)		⑫ OJTの実施助成 (別添様式2-2(E), (F) または(G)欄)		⑬ 合計	
		支給申請額(円)	対象者数	支給申請額(円)	対象者数	支給申請額(円)	対象者数	支給申請額(円)	対象者数	支給申請額(円)	対象者数
	一般職業訓練										
	育児休業中訓練										
	中長期的キャリア形成訓練										
	有期実習型訓練 (一般事業主)										
	有期実習型訓練 (派遣型活用事業主)										
	うち派遣元事業主										
	うち派遣先事業主										
	⑭ 支給申請合計額(円)										

## ⑮ ⑪欄のうち、有期実習型訓練にかかる経費助成額の算定の基礎となる経費額 (OFF-JTに要した経費)

円
---

## 支給申請期間

人材育成コースを行った場合、職業訓練計画実施期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。  
 派遣型の有期実習型訓練を行う場合は、派遣先事業主と派遣元事業主が共同して本様式を作成し、派遣先事業主が他の申請書類と併せて提出してください。  
 中長期的キャリア支援訓練で訓練実施期間が1年を超える場合、1年ごとに支給申請を行うことが可能です（※）。  
 支給単位期間ごとに支給申請を行う場合、訓練実施期間の初日から1年単位で区分した期間を支給単位期間として、各支給単位期間の終了日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。  
 （※）支給単位期間ごとに支給要件を満たす必要があります。

## 記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- 1 ①欄は訓練計画届にある受付番号を記入してください。本様式は訓練計画受付番号ごとに作成してください。
  - 2 ②欄は、生産性要件に係る支給申請であるかどうかの□をしてください。
  - 3 ③欄は、訓練計画届に記載した企業規模を記載してください。また、派遣型活用事業主の場合は、通常の欄に派遣先事業主の企業規模を記載し、派遣元事業主の欄に派遣元事業主の企業規模を記載してください。
  - 4 ⑥欄の対象労働者の年齢については、支給申請時点の年齢を記入してください。
  - 5 ⑦欄の訓練受講者の雇用状況等については、支給申請時点で把握している状況を記載してください。また、訓練修了者数は、訓練を最後まで受講し、修了した者の数（訓練の途中で終了した者の数を除く）を記載してください。また、⑦i, iiの合計人数は、⑥欄の訓練対象者人数と一致させてください。iiiは、iiで③、④となった者について記載してください。
  - 6 ⑧欄から⑭欄は次のとおり記載してください。
    - a 一般職業訓練を実施する事業主  
⑧欄の一般職業訓練の行の⑨欄、⑪欄、⑬欄、⑭欄に必要な事項を記載してください。
    - b 育児休業中訓練を実施する事業主  
⑧欄の育児休業中訓練の行の⑩欄、⑫欄、⑬欄、⑭欄に必要な事項を記載してください。
    - c 中長期的キャリア形成訓練を実施する事業主  
⑧欄の中長期的キャリア形成訓練の行の⑨欄、⑪欄、⑬欄、⑭欄に必要な事項を記載してください。
    - d 有期実習型訓練を実施する一般事業主（※1）  
⑧欄の有期実習型訓練（一般事業主）の行の⑨欄、⑪欄、⑫欄、⑬欄、⑭欄に必要な事項を記載してください。
    - e 有期実習型訓練を実施する派遣型活用事業主（※2）  
次のとおり派遣元事業主と派遣先事業主ごとに必要な事項を記載し、それらの合計を⑧欄の有期実習型訓練（派遣型活用事業主）の行に記載してください。
      - (a) 派遣元事業主  
⑧欄の派遣元事業主の行の⑨欄、⑪欄、⑬欄、⑭欄に必要な事項を記載してください。
      - (b) 派遣先事業主  
⑧欄の派遣先事業主の行の⑩欄、⑪欄、⑫欄、⑬欄、⑭欄に必要な事項を記載してください。
- ※1 派遣型活用事業主（※2）以外の事業主をいいます。
- ※2 共同して訓練実施計画を作成し紹介予定派遣に係る派遣労働者に有期実習型訓練を実施する派遣元事業主及び派遣先事業主をいいます。
- 7 一般職業訓練を行った事業主は、様式第7号（別添様式2-2、2-3a及び2-4）の記載内容と合っているか確認してください。  
 有期実習型訓練を行った一般事業主は、様式第7号（別添様式2-2、2-3a及び2-4）の記載内容と合っているか確認してください。  
 中長期的キャリア形成訓練を行った事業主は、様式第7号（別添様式2-2、2-3b及び2-4）の記載内容と合っているか確認してください。  
 育児休業中訓練を行った事業主は、様式第7号（別添様式2-3a、2-4）の記載内容と合っているか確認してください。
  - 8 ⑯には、別添様式2-3aの⑦欄の額を記載してください。

## 添付書類

人材育成コースの支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第7号）および本様式（別添様式2-1）に次の書類（（原本または写し）を添付して提出してください。また、これまでに助成金の支払い先となる銀行等の口座を「支払方法・受取人住所届（OCR帳票種別32850）」によって提出したことがない場合は、当該届も添付して提出してください。

- 1 一般職業訓練（育児休業中訓練、中長期的キャリア形成訓練）
  - イ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
  - ロ 管轄労働局長の認定を受けたキャリアアップ計画書
  - ハ 賃金助成及び実施助成の内訳（様式第7号（別添様式2-2））（中長期キャリア形成訓練である場合は賃金助成の支給申請を行う場合に限る）
  - ニ 経費助成の内訳（様式第7号（別添様式2-3a）又は（別添様式2-3b））
  - ホ 訓練実施状況報告書（訓練日誌）（様式第7号（別添様式2-4））（通信制の訓練についてはスクーリングの時間に限る）
  - ヘ 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類（出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類）
  - ト 対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類（賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿等）（中長期的キャリア形成訓練である場合は賃金助成の支給申請を行う場合に限る）
  - チ 申請事業主が訓練に係る経費を負担していること（対象労働者が立て替え払いしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したこと）を確認するための書類（領収書、振込通知書、請求内訳書、総勘定元帳等）（中長期的キャリア形成訓練である場合は経費助成の支給申請を行う場合に限る）
  - リ 派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書（支給申請する事業主が派遣法第30条の2第1項にかかる派遣元事業主である場合に限る）
  - ヌ 訓練修了時に訓練受講者が訓練を受講することによって修得した職業能力の評価が行われたことを確認するための書類（修了テスト等）（通信制の育児休業中訓練である場合に限る）
  - ル 育児休業中訓練の受講に関する申立書（様式第7号（別添様式（2-6）））（育児休業中訓練である場合に限る）
  - ヲ 中長期的キャリア形成訓練の受講に関する申立書（様式第7号（別添様式2-5））（中長期的キャリア形成訓練である場合に限る）
  - ワ 雇用保険第101条の2の7第2号に基づき中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練の受講・終了基準を訓練受講者が満たしていることを証明する書類（様式第7号（別添様式2-9））（中長期的キャリア形成訓練の通信制の訓練である場合に限る）  
 ただし、雇用保険の教育訓練給付金の支給申請に必要な書類として教育訓練機関が発行する受講証明書又は専門実践教育訓練修了証明書に代えることができます。
  - カ 共通要領様式第2号及びその確認ができる書類（生産性要件の適用を受ける場合に限る）
  - ヨ その他管轄労働局長が必要と認める書類
- 2 有期実習型訓練
  - イ 支給要件確認申立書（共通要領様式第1号）
  - ロ 管轄労働局長の認定を受けたキャリアアップ計画書
  - ハ 賃金助成及び実施助成の内訳（様式第7号（別添様式2-2））
  - ニ 経費助成の内訳（様式第7号（別添様式2-3a））
  - ホ 訓練実施状況報告書（訓練日誌）（様式第7号（別添様式2-4））
  - ヘ 訓練期間中の出勤状況・出退勤時刻を確認するための書類（出勤簿、タイムカードまたは船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類）
  - ト 対象労働者に対して訓練期間中の賃金が支払われていたことを確認するための書類（賃金台帳または船員法第58条の2に定める報酬支払簿等）
  - チ 申請事業主が訓練に係る経費を負担していること（対象労働者が立て替え払いしている場合は対象労働者本人に返金するなどにより事業主が負担したこと）を確認するための書類（領収書、振込通知書、請求内訳書、総勘定元帳等）
  - リ ジョブ・カード様式3-3-1-1：企業実習・OJT用（写）

- ヌ 派遣元事業主振込先等確認確認表（※派遣型の有期実習型訓練を行う場合に限る）
- ル 派遣元事業主による派遣労働者に対する訓練の受講に関する申立書（支給申請する事業主が派遣法第30条の2第1項にかかる派遣元事業主である場合に限る）
- ヲ 共通要領様式第2号及びその確認ができる書類（生産性要件の適用を受ける場合に限る）
- ワ その他管轄労働局長が必要と認める書類

#### 申請にあたっての留意点

- 1 事業主が支給申請書（様式第7号（第2面））に記載している要件のほか、次のいずれかの要件に該当する場合は、人材育成コースは支給されません。なお、派遣型活用事業主の場合は、派遣元事業主と派遣先事業主のいずれかが、支給申請書（様式第7号（第2面））に記載している要件のほか、次のいずれかの要件に該当する場合は、人材育成コースは支給されません。
  - ① 職業訓練計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から当該訓練に係るキャリアアップ助成金の支給申請書の提出日までの間に、当該職業訓練計画を実施した適用事業所において、雇用保険被保険者（ただし、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）を事業主の都合により解雇等（退職勧奨を含む。）をした事業主。
  - ② 職業訓練計画を提出した日の前日から起算して6か月前の日から当該訓練に係るキャリアアップ助成金の支給申請書の提出日までの間に、当該職業訓練計画を実施した適用事業所において、雇用保険法第23条第2項に規定する特定受給資格者（以下「特定受給資格者」という。）となる離職理由のうち、1A又は3Aに区分される離職理由により離職した者として同法第13条に規定する受給資格の決定が行われたものの数を、当該事業所における支給申請書提出日における雇用保険被保険者数で除した割合が6%を超えている（特定受給資格者として当該受給資格の決定が行われたものの数が3人以下である場合を除く。）事業主
- 2 助成金の受給に当たっては、リーフレット等に記載されているもののほか各種要件がありますので、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。